

川崎市資源集団回収事業登録業者報償金交付要綱

令和3年4月1日 2川環減推第614号

(目的)

第1条 この要綱は、資源集団回収事業（市内の家庭から排出される資源化物を、市民が集団で回収する事業をいう。）に協力する業者（以下「回収業者」という。）の育成等を図り、廃棄物の減量化及び資源の有効利用を推進するため、回収業者に対する報償金（以下「報償金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(対象資源化物)

第2条 報償金の交付の対象となる資源化物（以下「対象資源化物」という。）は、次に掲げるものとする。ただし、事業活動に伴うものを除く。

- (1) 紙類（新聞紙、雑誌、段ボール、牛乳パック等）
- (2) 布類（衣類、古布等）
- (3) びん類（一升びん、ビールびん等のリターナブルびん）

(対象業者)

第3条 報償金の交付の対象となる回収業者は、川崎市資源集団回収事業登録団体奨励金交付要綱（平成2年5月1日2川清推第38号）第4条第2項の規定により、川崎市資源集団回収事業登録団体として川崎市に登録された実施団体（以下「登録団体」という。）から引き渡された対象資源化物を、資源化する目的で取り扱う者で、次条第2項の規定により、川崎市資源集団回収事業登録業者として川崎市に登録されたもの（以下「登録業者」という。）とする。

(登録)

第4条 報償金の交付を受けようとする回収業者は、あらかじめ川崎市資源集団回収業者登録申請書（第1号様式）及び確約書（第1号様式の2）並びに別表1に掲げる納税証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があった場合において、申請に係る回収業者が、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、川崎市資源集団回収事業登録業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録するものとする。

- (1) 第2条各号に定める対象資源化物のうち、1以上を取り扱う者であること。ただし、紙類については、新聞紙、雑誌、段ボール及び牛乳パックの4品目すべてを取り扱うこと。
- (2) 第9条に定める報償金の交付申請において、虚偽の交付申請を行うなどの不正行為を行った登録業者の代表者が代表者又は従業員でないこと。
- (3) 国税（法人税又は所得税及び消費税（地方消費税を含む。））及び地方税（市民税及び固定資産税）に未納の税がないこと。ただし、地方税については川崎市に本社又は事業所がある者のみを対象とする。
- (4) 登録簿への登録以前に、故意に対象資源化物の持ち去りを行った者でないこと。また、当該業者の代表者が代表者又は従業員でないこと。
- (5) 代表者又は役員等（個人事業主にあつては、代表者）のいずれかが暴力団員（暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 登録簿の有効期間は2年間とし、登録業者は原則として当該期間、登録簿に登録される。ただし、有効期間の途中で登録を行った登録業者については、残余の期間とする。

4 登録業者は、資源集団回収事業を行ううえで知り得た個人情報について適切に維持管理を行わなければならない。

5 前項の有効期間の満了後引き続き報償金の交付を受けようとする登録業者は、当該期間満了日までに、第1項に規定する申請書及び書類を市長に提出しなければならない。この場合においては、第2項及び前項本文の規定を準用する。

(神奈川県警察本部への照会)

第4条の2 市長は、必要に応じ前条第2項第5号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。ただし、当該確認のために個人情報を神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

(登録事項の変更及び抹消)

- 第5条 登録業者は、登録内容に変更を生じたときは、速やかに川崎市資源集団回収事業登録業者登録変更届（第2号様式）により市長に届け出なければならない。
- 2 市長は、前項の届出があったときは、速やかに登録簿の登録内容を変更するものとする。
- 3 市長は、登録業者が第4条第2項第1号から第3号及び第5号のいずれかに該当しなくなったとき、又は、対象資源化物の持ち去り、虚偽の届出若しくは申請等の不正行為を故意に行ったときは、当該登録業者の登録を抹消することができる。
- 4 登録業者は、前項の規定により登録を抹消されたときは、前条第2項第1号の事由による場合を除き、再び前条第1項の規定による申請をすることができない。
- 5 登録業者は、登録の抹消を希望するときは、川崎市資源集団回収事業登録業者登録抹消届（第3号様式）により、市長に届け出るものとする。

(調査の協力等)

- 第6条 登録業者は、「川崎市資源集団事業における対象資源化物の回収実施に関する要領」（平成20年9月22日20川環廃政第379号）に定めるところにより、対象資源化物を確認するとともに、川崎市が行う回収実態調査に協力するものとする。

(報償金の交付基準)

- 第7条 報償金は、登録団体が自ら回収した対象資源化物を当該登録団体が指定する場所で登録業者に引き渡した場合に交付する。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(報償金の額)

- 第8条 報償金の額について、紙類は別表2により算出するものとし、布類・びん類は回収量1キログラムにつき1円とする。

(報償金の申請)

- 第9条 登録業者は、報償金の交付を受けようとするときは、次の区分により川崎市資源集団回収事業回収量報告書兼登録業者報償金交付申請書（第4号様式）に川崎市資源集団回収伝票（第5号様式）及び問屋が発行する計量証明書等の回収量を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 1月から6月までの分 7月末日まで
- (2) 7月から12月までの分 1月末日まで

(報償金の交付)

- 第10条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認めた場合は、次の区分により報償金の交付をするものとする。

- (1) 1月から6月までの分 9月末日まで
- (2) 7月から12月までの分 3月末日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、申請内容に疑義があると認めたときは、報償金の交付を行わないことができる。

(報償金の交付方法)

- 第11条 報償金は、口座振込により交付するものとする。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

(報償金の返還)

- 第12条 市長は、登録業者が虚偽の届出又は申請等の不正行為によって報償金の交付を受けたときは、報償金の全部又は一部の返還を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成3年10月14日から施行し、平成3年11月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成3年度における川崎市資源集団回収事業回収業者報償金交付申請書は、11月から12月までの分を1月末日までに市長に提出しなければならない。
- 3 第7条の規定にかかわらず、平成3年度における報償金は、11月から12月までの分を3月末日までに交付するものとする。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この改正要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第5条ただし書きの雑誌古紙の報償金の額は、雑誌古紙の逆有償が解消されるまでの緊急措置とするが、当面、平成11年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成11年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 1 第5条ただし書きの雑誌古紙の報償金の額は、雑誌古紙の逆有償が解消されるまでの緊急措置とするが、平成11年4月1日から平成12年3月31日までとする。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条に規定する登録簿は、平成21年7月1日及びその後2年ごとの7月1日を基準日として作成する。
- 3 この要綱施行の際、改正前の川崎市資源集団回収事業回収業者報償金交付要綱第3条第3項の規定により市長が登録を行っている川崎市資源集団回収事業回収業者登録簿は、この要綱第4条に定める登録簿とみなし、その有効期間は平成21年6月30日までとする。この場合において、当該登録簿に現に登録されている業者に係る登録の抹消については、なお従前の例による。
- 4 この要綱による報償金の交付は、平成21年1月1日以降の回収について適用し、平成20年12月31日までの回収については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年5月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要綱の規定は、令和2年1月1日以降の対象資源化物の回収に係る報償金の交付について適用し、予算の範囲内で適用するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月26日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第4条関係）

税区分	法人・個人の別	証明書の種類・証明する内容等	部数
国税	法人	その3の3（「法人税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明）	各1 (写し可)
	個人	その3の2（「申告所得税」と「消費税及び地方消費税」に未納税額がないことの証明）	
地方税	法人 (川崎市内に本社又は事業所がある法人)	川崎市法人市民税（登録申請時点において終了している事業年度のうち直近2年度分を完納していることの証明）	
		固定資産税（償却資産を含む）（前年度分及び前々年度分を完納していることの証明）	
	個人(川崎市民)	川崎市市民税・固定資産税（償却資産を含む）（前年度分及び前々年度分を完納していることの証明）	

別表2（第8条関係）

	紙類
報償金単価	基準価格－現況価格
基準価格	収集運搬に必要な人員、機材等から算出した紙類1キログラム当たりの回収に要する経費
現況価格	実施月ごとの新聞・雑誌・段ボールの市況価格を前年1年間の品目ごとの回収実績の割合に応じて算出した価格（小数点第2位を四捨五入し、市況価格が0円を下回った場合には、その分を加算する。）とする。
市況価格	日本経済新聞「古紙回収問屋買値東京欄」の毎月末の価格の中間値とする。
報償金額	第10条の報償金の交付期間ごとの各実施月の報償金単価の平均値（小数点第2位を四捨五入する。）に紙類の合計量を乗じる（算出した額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる）。